

令和 6 年 度

第 5 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 6 年 8 月 29 日（木）

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和 6 年度 第 5 回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和 6 年 8 月 29 日 (木) 午前 10 時
会 場 頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(11 名)

1 番	長井	3 番	竹原	5 番	橋本
7 番	滝沢	8 番	小山	10 番	五十嵐
11 番	笠原	12 番	長瀬	18 番	田鹿
19 番	中嶋	21 番	大島		

(2) 農地利用最適化推進委員 (14 名)

(安塚区)	松苗	和栗
(浦川原区)	井部	
(大島区)	高橋	小山
(牧 区)	中川	秋山
(柿崎区)	平野	佐藤
(大潟区)	細谷	
(頸城区)	上原	伊巻
(吉川区)	常山	石野

2 欠席委員

(1) 農業委員…17 番 高波

(2) 農地利用最適化推進委員…(浦川原区) 藤村 (牧区) 米川
(柿崎区) 小林
(三和区) 高橋 福原

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主 任	岩崎
浦川原区駐在室	主 任	春谷
大島区駐在室	主 任	朝倉
牧区駐在室	班 長	佐藤
柿崎区駐在室	室 長	石澤
	主 任	上田
大潟区駐在室	班 長	吉田
頸城区駐在室	主 任	閨間
吉川区駐在室	班 長	高橋
三和区駐在室	班 長	橋立

4 会議に附した事件

(1)議事録署名委員の氏名

1 番 長井 3 番 竹原

(2)審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案なし

②浦川原区駐在室管内分

議案なし

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

柿崎区 駐在室長	【１．開会】 午前 10 時 それでは、これより令和 6 年度第 5 回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【２．部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【３．資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、出席委員 11 名、欠席委員 1 名であり、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数 19 名の内、出席推進委員 14 名、欠席推進員 5 名です。
議 長	【４．議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 1 番 長井委員、3 番 竹原委員を指名いたします。
議 長	【５．上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 21 番 大島委員の発声をお願いいたします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	【６．議事】 それでは、議案の審議に入ります。
議 長	《<u>大島区駐在室の議案</u>》 最初に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞ 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区 駐在室	大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 4 件をご説明いたします。 1 頁、番号 2967 番から 2 頁、2970 番をご覧ください。 番号 2967 番から 2970 番の 4 件は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。 これら 4 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	《<u>牧区駐在室の議案</u>》 次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞ 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
牧区 駐在室	牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。1 頁、番号 3371 番をご覧ください。 当該案件は、所有者の労力不足により、近隣で経営を拡大している耕作者に、新たに利用権を設定するものです。 なお、賃料については、双方合意の上で定められたと伺っております。 期間は、約 6 年間で、これは、所有者と契約している他の農地と契約期間を揃えるためです。 当該案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》 次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 1 頁をご覧ください。 番号 3706 番は、譲渡人の父が経営移譲年金を受給していますが、契約期間満了に伴い、経営者である子に使用貸借権の再設定を行うものです。 譲受人の状況につきましては、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
〇〇委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	《<u>大湊区駐在室の議案</u>》 次に大湊区駐在室管内分の案件を審議します。 ＜<u>報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について</u>＞ 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大湊区 駐在室	大湊区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」報告いたします。 1頁、番号4608番をご覧ください。 4608番は、大湊区湊守新田地内の農地を事業者用の駐車場とするため、転用するものです。本地は準工業地域内にあり、既に隣接事業所等の駐車場に囲まれています。現況としましても原野の状態となっており、周辺に影響を及ぼすものではありません。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	《<u>頸城区駐在室の議案</u>》 次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。 ＜<u>報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について</u>＞ 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

	報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。 1 頁、番号 5305 番の 1 件を受理しました。 転用目的は、敷地拡張です。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	《<u>吉川区駐在室の議案</u>》 次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告いたします。議案書 1 頁をご覧ください。 番号 6215 番は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞ 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 2 件について、説明いたします。 2 頁、6398 番から 6399 番をご覧ください。 番号 6398 番は、契約期間満了に伴う再設定です。 番号 6399 番は、新たに相対契約により利用権を設定するものです。なお、譲受人はどぶろく製造免許を有しており、当区内にて作付けされる品種を用いたどぶろく製造を行うため、農地を借り受けるものと伺っております。 これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	《<u>三和区駐在室の議案</u>》 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」</u>＞ 議案第 1 号 「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 2 件をご説明いたします。 議案書は 1 頁、番号 8626 番及び番号 8627 番をご覧ください。 番号 8626 番は、耕作者の都合により、解約した農地について耕作者を変更して賃貸借契約するものです。 番号 8627 番は、相対契約を中間管理機構を通じた契約に変更するものです。 具体的な対象農用地等リストは、2 頁のとおりです。以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
笠原部会長	【 7. その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
笠原部会長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。
柿崎区 駐在室長	笠原部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	【 8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 (田鹿職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【 9. 閉会】 以上をもちまして、令和 6 年度第 5 回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。 午前 10 時 18 分終了 (農地部会終了後、地区会議開催)

上越市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____